

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年10月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年10月27日から同年11月16日まで縦覧に供する。

令和3年10月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 南鴨森時地区	多度津町産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 葛原下所前地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 青木宿地地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三井一ノ坪地区	〃
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 夏目池地区	まんのう町建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西部地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 真野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本目地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 北山新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 松ノ上地区	〃